

厚生労働省障害保健福祉総合研究

知的障害者施設における援助システム  
に関する研究

総合研究報告書

平成14年度研究報告書

主任研究者 楠本欣史

知的障害者施設における援助システム  
に関する研究

# 知的障害者施設における援助システムに関する研究

## 総合研究報告書 平成14年度総括研究報告書

### 【目次】

総合研究報告書（13年度～14年度）	1
総括研究報告書（14年度）	11
知的障害者施設における個別支援計画のあり方に関する研究	
研究要旨	17
はじめに	18
1. 研究の目的及び方法	18
2. 個別支援計画作成の経緯	19
3. 個別支援計画を適用しての支援経過	23
4. 個別支援計画のあり方	76
知的障害者の早期老化と施設における対応について	
—成人ダウン症候群の視聴覚認知機能—	
研究要旨	129
1. 研究目的	129
2. 研究方法	129
3. 研究結果	129
4. 考察	130
5. 結論	130
知的障害福祉における職員養成とカリキュラムに関する実践的研究	
研究要旨	133
1. はじめに（研究の目的）	134
2. 方法と結果	135
3. 考察	142
4. 結論	146
5. 資料	148

厚生労働科学研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

知的障害者施設における援助システムに関する研究

平成14年度 総括研究報告書

主任研究者 楠本 欣史

平成15（2003）年 3月

# 知的障害者施設における援助システムに関する研究

## 平成14年度総括研究報告書

主任研究者 楠本 欣史

### 〈研究要旨〉

知的障害者の自立を目指した効果的な支援のあり方や課題について、入所型施設の支援、医学、職員養成の面から分担研究を行った。具体的には、入所型施設の個別支援の内容やその経過について検討し、医学面からは成人ダウン症候群の視聴覚認知機能の評価を実施した。また、職員養成の面からは、知的障害者施設職員のあるべき姿とその養成・研修のあり方について検討した。

### 〈分担研究者〉

新田耕次(心身障害者福祉協会)  
加我牧子(国立精神・神経センター)  
山本 進(国立秩父学園)

### 〈研究の目的及び方法〉

知的障害者福祉においても、ノーマライゼーションや自己選択・自己決定の理念に基づいて、地域や施設において「その人らしい自立した生活が送れるよう」にするための有効な支援が求められている。

施設の立場からは、実際に個別支援計画を作成し実施した過程を踏まえて、事例の支援内容を分析し、知的障害者施設における個別支援計画の課題やそのあり方について検討する。医学の立場からは、重度知的障害者、特に成人ダウン症候群の方を対象にして心理検査、簡易検査・聴力検査、神経生理学的検査等を実施して、視聴覚認知機能についての評価を行い、知的障害者の早期老化やその対応についての知見を得る。また、職員養成の立場からは、知的障害施設職員養成研修についての国内外の比較や国立秩父学園附属保護指導職員養成所修業生を対象にしたアンケート調査を行い、我が国の知的障害施設職員のあるべき姿とその養成・研修のあり方について検討する。

これらの分担研究により、より自立的な生活や地域生活を目指した知的障害者施設における適切な支援のあり方について検討する。

## 知的障害者施設における個別支援計画のあり方に関する研究

分担研究者 新田耕次(心身障害者福祉協会)

### 1. 研究目的

知的障害がある人達がノーマライゼーションや自己決定の理念に基づき、地域において「その人らしい自立した生活が送れるよう」にするための支援が求められている。知的障害者の地域生活移行を目標にした自立支援を進めるとともに、質の高い福祉援助サービスを提供するための個別支援計画のあり方や現状の課題について検討した。

### 2. 研究方法

平成14年度に試行した個別支援計画の実践事例に基づいてその支援過程を分析し検討した。取りあげた事例は、コミュニケーションの困難な事例、高齢者の事例、行動障害のある人の事例、運動機能障害等のために重介護が必要な事例、地域移行を目指した事例等のグループに分けてその代表的な事例について検討した。

### 3. 結果と考察

とりあげた事例全般について、生活領域別の支援度は、社会参加や社会生活技能の面で支援度が高く、ADL面での支援度が最も低かった。現状の施設における支援の課題を示唆する結果となった。その他、個別支援の方法等が具体性を欠いていたり、日々の支援の展開と支援記録との結びつきが十分でないものも見られた。また、意思表示ができない本人に代わって個別支援計画の内容について同意をする保護者等の理解も十分ではなく、支援計画の内容についてのチェック機能が十分に働いていない等の課題が明らかになった。

### 4. 結論

利用者本人の意向やニーズにそったサービスを提供するとともに、自立支援を効果的に進めるための施設支援を再構築していくことが必要である。

## 知的障害者の早期老化と施設における対応について

### — 成人ダウン症候群の視聴覚認知機能 —

分担研究者 加我牧子(国立精神・神経センター)

### 1. 研究目的

知的障害者施設入所中の知的障害者に対し適切な時期に適切な援助を行うため、知的障害者の発達・老化につき注意すべき点、時期を明らかにする。このために重度の知的障害者の高次脳機能の発達を評価できる発達年齢を明らかにする。特に早期老化・痴呆の頻度が高いとされるダウン症候群成人につき視聴覚機能異常と早期老化の有無につき検討する。

### 2. 研究方法

対象は知的障害者施設に入所中のダウン症候群成人16名(40～60歳)。対象者に対

し、鈴木ビネー、人物描画など心理検査、簡易視力・聴力検査、神経学的検査として耳音響放射、視覚誘発電位、mismatch negativity、P 300 検査などを行った。対照は健常小児・成人のべ210名とした。

### 3. 結果と考察

検査可能な9例全体で視力低下が見られた。行動から見た聴覚反応は16例中10例で閾値が中等度以上に上昇していた。聴性脳幹反応を実施できた14例で閾値正常であったのは4例で、軽度上昇1例、中等度7例、高度2例であった。I波延長が27耳中20耳にみられ、I波が正常潜時であったのは5例であった。I-V波間潜時延長が27耳中12耳に認められた。視覚誘発電位は検査可能であった10例中、I-V波潜時が正常であったのは3例のみで7例は潜時の延長が認められた。mismatch negativity は施行し得た全14例ではトーンバースト課題では7例に、言語音については4例に潜時遅延が認められた。聴覚課題を実施できた者は12事例であり、このうちP 300 を認めたのは4例でいずれも潜時が遅延していた。視覚課題については反応を認めたのが7例あり、反応がなかったのが1例であった。事象関連電位検査のうちP 300 が実施できた症例の発達年齢は3y 8m以上、IQ 23以上であった。

今回の対象となったダウン症候群16例の知的レベルの平均は、これまで報告されてきた症例に比して低く年齢分布は40歳から63歳であった。年齢から期待される視聴覚機能に比べて著しい低下を伴う者が多かった。これらの機能レベルを維持向上するための支援についての対策を考慮する必要がある。また、ダウン症候群成人で他覚的に視聴覚認知の高次機能を評価するための事象関連電位検査P 300 を行うためには発達年齢で3歳8ヶ月、IQ 23が一つの目安になると考えられた。

### 4. 結論

成人ダウン症候群には視聴覚機能の著しい低下があり、老化に加え病的な機能退行による変化が考えられ、適切な治療対応、支援が必要である。

## 知的障害福祉における職員養成とカリキュラムに関する実践的研究

分担研究者 山本 進(国立秩父学園)

### 1. 研究目的

知的障害福祉現場で望まれる職員像を明確にし、その養成・研修方法を検討することにより、国立秩父学園付属保護指導職員養成所の養成・研修機能に反映させること、併せて他の社会福祉関連大学や養成機関における知的障害分野の人材育成に寄与する。

### 2. 研究方法

米国及び英国の自閉症療育における職員研修の資料、我が国の「社会福祉士現況報告書」や福祉に関する資格と履修科目の資料、国立秩父学園付属保護指導職員養成所修業生を対象としたアンケート調査結果等の内容を検討した。

### 3. 結果と考察

米・英両国では明確な運営方針のもとに、スーパーバイザーのチェック機能が確立しており、方針を具体化するとともに常にその達成状況が把握できる体制が構築されている。職員の役割や立場、経験年数の違いにより習得すべき知識や技術が細かく規定されている。

我が国では、知的障害についての基礎知識の講習等をうけないままに直接援助に携わっている現状がある。知的障害の基礎知識とともに行動障害への支援、就労支援、地域移行支援と地域生活支援等の専門技術を身につけた職員を養成することが必要である。

国立秩父学園付属保護指導職員養成所修業生を対象としたアンケート調査結果からも、修業後の研修を望む声が強く、具体的な療育方法や援助技術、ケアマネジメント技法等の専門性の高い研修が望まれている。

### 4. 結論

今後の知的障害福祉に携わる職員の養成・研修は、その役割や機能に応じて専門・特化していくことが必要である。職務の機能に合わせて基本的処遇技術、個別支援計画、医学知識、介護技術、地域支援、権利擁護等を繰り返し研修する必要がある。また、大学で福祉を学んだ者を大学院やCRC（公認リハビリテーションカウンセラー）制度などにより、インストラクター能力をもつスペシャリストとして養成することが今後の課題である。職能分担が明確な機能チームの時代への移行を意識した養成・研修が求められている。



知的障害者施設における個別支援計画の  
あり方に関する研究

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
分担研究報告書

知的障害者施設における個別支援計画のあり方に関する研究

分担研究者 新田 耕次（心身障害者福祉協会）  
研究協力者 玉井 弘之（前日本知的障害者福祉協会常務理事）  
執筆協力者（心身障害者福祉協会職員）  
前田 秀信 安田 知明 横沢 恒夫 田口 正子 矢島佳代子  
渡辺 正幸 中山 初代 前田 朝子 清水 博子 根岸 誠  
都丸 義孝 小島 秀樹 宮口 隆司 古川 慎治 堀越 正弘  
悴田 徹 反町 佳奈

<要 旨>

本研究は、平成14年度に国立のぞみの園において試行した個別支援計画に基づく支援の実践事例について整理し、個別支援計画のあり方を検討したものである。

平成13年度においては、利用者のニーズに応える支援のあり方について検討する方法として、コミュニケーションをキーワードとして取り上げた。利用者本人の自己表現の仕方、利用者からのメッセージの受け止め方、利用者へのメッセージの伝え方などについて理解を深めることが支援の第一歩と考えている。

このような観点に立ち、主としてコミュニケーションに関する支援の事例を整理し、その内容を分析・検討した。

<見出し語>

意思のくみ取り 施設内グループホーム 病弱者の支援 高齢者の支援  
重介護者の支援 コミュニケーション 支援方針 モニタリング 共通プログラム

## はじめに

社会福祉基礎構造改革の一連の流れの中で、知的障害者福祉法の一部改正が行われ、知的障害者分野においてもノーマライゼーションと自己決定の理念に基づき、地域や施設において「個人が尊厳を持って、その人らしい自立した生活を送れるよう支える」福祉援助サービスの提供が期待されている。

平成 15 年度から社会福祉施設の利用は、措置制度から契約（利用）制度へ移行する。これに伴い、障害福祉サービスを利用しようとする者は、サービスを提供する事業者と契約を結ぶことが必要となる。

契約制度では、個別支援計画が契約内容の中心であり、福祉サービスの事業者は、個別支援計画を作成し、提供するサービスの内容について、利用者にわかりやすく説明し同意を得ることが義務付けられている。

今回、国立のぞみの園で作成した個別支援計画は、利用者一人ひとりが自分らしさ、高い QOL、満足感を得られるような支援が可能となるように構成した。

意思のくみ取り、重点的な支援の必要な行動、施設から地域生活への移行等を視野に入れた個別支援計画を平成 14 年度に作成し、試行的に支援した経過に基づき、個別支援計画のあり方を検討した。

## 第 1 章 研究の目的及び方法

### 第 1 節 目的

本研究では、「その人らしい生活」をキーワードに、個人の自立を基本とした、質の高いサービスを提供し、「その人らしい生活」を具現化するための施設における個別支援計画のあり方について、国立コロニーで作成した個別支援計画に基づき支援した経過を振り返り、個別支援計画のあり方について検討する。

### 第 2 節 方法

平成 14 年度に試行的に実施した個別支援計画に基づき、意思のくみ取りが困難な者への支援（3 事例）、高齢者の支援（2 事例）、行動障害のある者への支援（3 事例）、病弱者の支援（1 事例）、心身の機能が低下し重介護を要する者への支援（2 事例）、施設内グループホームの移行に向けた支援（2 事例）、施設内グループホームでの支援（2 事例）、利用者相互に共通する支援領域（3 事例）の 18 事例を対象にして生活の各領域に関する支援過程について検討を行った。

## 第2章 個別支援計画作成の経緯

### 第1節 個別支援計画の趣旨

平成15年度から始まる契約制度のもとでは、福祉サービスの事業者は、個別支援計画を作成し提供するサービスの内容について、利用者及び保護者等にわかりやすく説明して同意を得る等の義務が課せられている。個別支援計画は、この契約内容の中心になるものである。

今回作成した個別支援計画は、利用者一人ひとりが自分の望む援助が受けられるように配慮するとともに、地域生活移行も視野に入れた支援計画を作成することを目的としている。また、利用者の生活の場で援助にあたる職員ができるだけ記入しやすいように工夫した。

個別支援計画の実施にあたっては、ノーマライゼーション、自己選択・自己決定、生活の質（QOL）の向上などの障害者福祉の理念や当園の職員行動基準等の趣旨を十分に踏まえていくことが大切である。さらには、各職員が連携しながら、利用者一人ひとりの願いやニーズにそって健康で豊かな生活を送るとともに、自立のための支援を効果的に進める必要がある。

### 第2節 基本的な考え方

この個別支援計画を作成する基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1) 利用者を一人の生活者として捉え、その障害や心身の状況、あるいは本人自身及び保護者等の願いや希望をよく理解することが前提となる。  
的確な観察や理解に基づいた利用者一人ひとりの多様なニーズに応えられる援助的観点から作成する。
- 2) 利用者一人ひとりの「支援方針及びねらい（目標）」に向かって、職員が効果的に働きかけることにより、その利用者に必要な支援・援助を提供することができる内容であること。また、心身の状態や障害を改善し社会適応を図ることで、生活の質（QOL）を向上させるとともに、利用者の自立につながる支援内容であることが大切である。
- 3) 利用者のハンディキャップやマイナス面に着目するのではなく、その人の長所や得意とする面に着目して援助するというエンパワーメントの視点が大切である。したがって、本人の障害等の状況に照らして過大な目標を立てて、その達成を強いることになったり、本人が負担感を感じるような支援計画であってはならない。
- 4) さまざまな援助・支援にもかかわらず、老化等により心身の機能低下が認められる場合は、「支援方針及びねらい（目標）」（1頁）の「支援方針」や「領域」の欄に

その旨を記載すること。

5) 「支援方針及びねらい(目標)」は、可能な限り利用者本人の将来の生活を見通した具体的内容を示すこと。

6) 支援方針は3年度で支援目標の達成が可能であり、領域別の支援のねらいは単年度で支援目標が達成できる内容とすること。

利用者本人や援助に携わる職員が達成感を感じられ、ともに喜びを分かち合えるような内容のものが望ましい。そのためには、個々の利用者のニーズに応じた支援方針を見据えたうえで、これを段階的に整理し、日々の援助実践の中で具体的に取り組みやすいものを領域別の支援のねらいとすること。

### 第3節 個別支援計画の構成

この個別支援計画は、「個別支援計画」と「個別支援計画アセスメント表」の2部から構成されている。

「個別支援計画アセスメント表」は、個々の利用者の身体状況や援助の必要に関する評価を行うためのものであり、個別支援計画を作成するための基礎資料となるもので、「支援計画検討表」にとりまとめる。

個別支援計画の作成にあたっては、「支援計画検討表」を基に支援会議を行い、提供する援助サービスについて検討し、その内容を「個別支援計画」に記載する。

なお、この「個別支援計画」により必要な支援やサービスを提供するにあたり、事前に利用者本人や保護者等に対して内容の説明を行い承諾を得ることが前提となる。

### 第4節 個別支援計画策定の手順

具体的な個別支援計画の作成にあたっては、以下の支援計画に関する流れを念頭において作成することが必要である。

なお、末尾に個別支援計画、アセスメント表、記載例等の個別支援計画の書式を資料として添付したので参照されたい。

#### 1) 個別支援計画に関する流れ

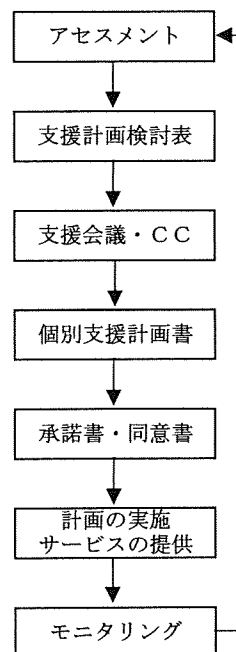
図-1を参照

#### 2) 手順

##### (1) アセスメント

- ①プロフィール表の作成
- ②援助の必要度に関する評価表

図-1 個別支援計画の流れ



③各項目のチェックは、「評価表の記入について」の説明を確認し1～5段階で評価する。

#### ④行動障害

該当する行動があればチェックをして合計点を記入する。なお、強度行動障害の判定基準に達していないが、記録しておく必要な行動がある場合は所定の欄へ記載する。

#### ⑤利用者・保護者等の欄へ記入

利用者本人の希望・要望の把握に努め、本人が希望等を述べるできない場合は、その旨をチェックする。

利用者と保護者等の希望・要望が同じである場合もあれば、異なる場合もある。

#### ⑥関係部所への援助に対する留意事項の作成（専門職のデータの活用）

診療所、治療訓練部、作業活動部の指摘事項があれば、利用者本人の生活にどのように具体的に活かすかという視点からその要約を記載する。

### 2) 個別支援計画検討表の作成

各領域で得られた評価点を転記して、「必要とされる支援」に各領域の総括的な援助・支援を記入し、どのような視点で支援するかを「支援のねらい」として記載する。その際には、利用者や保護者等の希望・要望及び関係部所からの意見も反映させる。

### 3) 支援会議

以上の手順で作成された「個別支援計画検討表」を基に随時、支援会議を行い個別支援計画を立案するための検討を行う。なお、必要に応じてケースカンファレンスを開催し、必要な部所の意見を取り入れる。

### 4) 個別支援計画書の作成

「個別支援計画検討表」や支援会議で検討された内容に基づき、「支援方針及びねらい（目標）」を記載し、支援方針を立てる。

次に「一日のプログラム」と「週間プログラム」を作成し、個別支援計画案を立案する。

### 5) 利用者・保護者の同意を受ける

利用者・保護者等の願いや希望をそのまま受け入れることが困難な場合は、その理由を説明して、了解を得ることに努める。

### 6) 支援の実施・サービスの提供

個別支援計画書に基づいた支援を実施する。

年度途中には、その計画が適切であったか、問題点はないか等についての評価を行う。なお、年度途中に大幅な修正をした場合は、あらためて利用者及び保護者等にわかりやすく説明して同意を得なければならない。

### 7) モニタリング「年度のまとめ」

「年度のまとめ」については、計画書に基づいて支援を行った結果を年度末に記載する。

一年間の評価を終え、次年度へ向けて再びアセスメントを行い、利用者の思いや諸々の変化を確認する。この一連のサイクルが「個別支援計画書」策定のプロセスである。

## 第3章 個別支援計画を適用しての支援経過

### 第1節 意思のくみ取りへの支援

#### 1. はじめに

ここで報告する3事例は、意思のくみ取りやコミュニケーションを利用者同士や職員と相互に図ることが困難で、粗暴行為や緊張状態が生じている例である。事例1は、約30年間、当施設を利用している。事例2は、在籍10年で、施設利用以前は在宅であった。事例3は、児童施設から当施設に入所して5年が経過した。

#### 2. 事例1

事例1は、40歳代で、知的レベルは最重度の男性である。

日中活動は、作業活動部園芸班に所属している。

支援の中心課題は、粗暴行為の改善である。

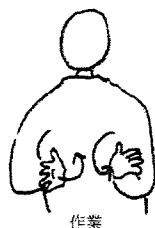
##### 1) 平成14年度支援方針

言語障害のためにコミュニケーションが思うように図れず、また本人の要求や訴え、こだわり始めると感情抑制ができなくなり、他の利用者への粗暴行為として表われます。

一定のルール作りやジェスチャーの工夫（コミュニケーションガイド）などで本人の意思表示をより早く、正確に理解し、信頼関係を育む中で、粗暴行為の軽減や解消を図るよう支援します。

##### 【具体的な支援方法】

- ①言葉での理解不足は、内容に即した絵や図を用いて説明する。
- ②「いけない事」は「いけない」と毅然とした態度で説明する。
- ③強制は避ける。説明を受け入れた時にはほめる。



##### 2) 支援のねらい及び手順・手法等

###### (1) 日常生活

ADLは自立していますが、場面場面での細かい点については、見守りや確認が必要です。

思い込みが強く、自らのパターンを頑なに維持しようとするので、受容的に接



し、的確に情報を伝えることが必要です。

#### (2) 健康安全

検温や服薬などを拒否することがありますが、タイミング良く働き掛けることや、気分転換や説得を交えながら、理解を得られるよう努めます。

他の人への危害や暴力には、毅然とした対応をして、ルールの確立を図っています。

#### (3) 社会性

自分の思い込みや拘りに執着し、他の人に強要するなどして、自己抑制できない興奮や粗暴行為として表れるため、対人関係の維持が困難です。その対応として、受容を基本としたジェントルティーチングの手法等を用いて支援します。

#### (4) 社会生活技能

寮での生活は、自分で行っています。技能習得は、かなりできると思われています。

他の利用者との協調は不得手ですので、個別的な場面を設けて生活技能の習得ができるように支援します。

#### (5) コミュニケーション

言語障害がありますが、若干の発語やジェスチャーで意思の伝達を図っています。本人のジェスチャー表現を図表にまとめ、本人の意思を的確に理解できるようにします。

#### (6) 日中活動

作業活動部園芸班に所属し、毎日通所し、花の手入れを行っています。

寮内の役割はできますが、他の人との確執を生じやすいため、他者との関係に配慮をしながら場面設定をして、実行できるようにします。

余暇は、テレビを購入し、天気予報や野球などを見て過ごすようになりました。

#### (7) 社会参加

身近なゲストハウス利用や外出などの機会を通して、園内や園外での即売会に出かけ、活動範囲が広がっています。

#### (8) 行動障害

気持ちが不安定な時の粗暴行為は、他人に危害を及ぼすことがあります。

### 3) 日常的な援助項目

#### 【援助項目 1】

意思のくみ取り

#### 【内 容】

①自分の要求が、すぐに充足されないと不安定になり興奮する。

②感情の抑制ができない状態に至らないうちに、本人の要求に対して速やかに対応できるようにする。

#### 【方 法】

①表出言語は少ないが、理解力・了解性は高いので、その場面の反応を見て言語で具体的に説明する。

②具体的に理解するため、コミュニケーションガイドを活用する。

(本人が示した独自の手話的動作をまとめたもの)

#### 【記 録】

- 8月 1日 Tさんが自分のベッドで寝ていたと言って、大声で騒いだり洗濯カゴをひっくり返して怒る。職員が「Tさんに注意をしましたから」と言うと納得する。
- 9月12日 Tさんがタオルを投げたのを見て、スリッパをもって追いかける。職員が、「スリッパで叩くのはだめ」「教えてくれてありがとう」と言うにつこりして止める。
- 10月22日 Tさんがタオルなど物を投げるのを見て、スリッパを持って追いかける。

#### 4) モニタリング 1

他の利用者の行動に反応して、粗暴行為に至っている。職員が、本人の気持ちや立場を認めながら、本人が納得できるような説明をしている。職員が、自分の気持ちをくみ取ってくれていることを本人が確認することで、納得して自分の感情をコントロールできている。

本人の気持ちを押し量りながら、本人が了解できるような説明や対応をすることが必要である。

#### 【記 録 2】

- 7月 7日 作業の収益金で買物に行く話を伝えると、自分で、カードに絵を書いて「時計が欲しい」という旨の意思を表す。
- 7月14日 Yさんが外出する姿を見て、職員にカードを見せて「次は自分が外出する番だ」という旨をアピールする。
- 7月18日 作業の収益金で買物に行き、腕時計を購入する。
- 8月15日 腕時計のベルトが壊れたと訴え、職員が修理して渡すと喜んで作業に行く。
- 9月15日 腕時計のバンドが壊れたことをA職員に何度も訴えにきた。
- 9月26日 腕時計の修理が、未だできないことで苛立っているため、他の人達の動きで落ち着きをなくす。
- 9月27日 A職員を捕まえて、腕時計の修理を執拗に頼んでいる。そのうち興奮気味に職員の服をつかんだりする。
- 9月28日 時計の修理をしてきて渡すと、「ありがとう」の意味を込めて、頭を下げる。

10月16日 作業班のグループでカラオケをすることをジェスチャーで訴えていたが、職員が理解するのに時間がかかってしまうと興奮してしまう。

10月17日 ディズニーランドへの外出のパンフレットと出発日を記したカレンダーを職員から受け取り満足したようす。

11がっ

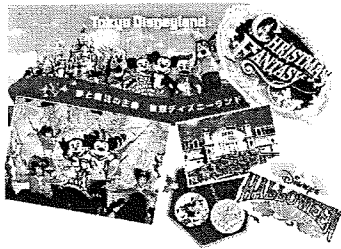
にち	げつ	か	すい	もく	きん	ど
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21		

ディズニーランドのみまア

さぎょう かんぱるうら

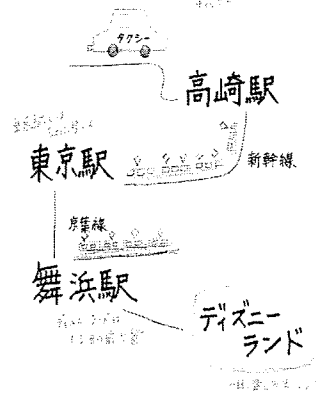
ディズニーランド

11月 21日(木)

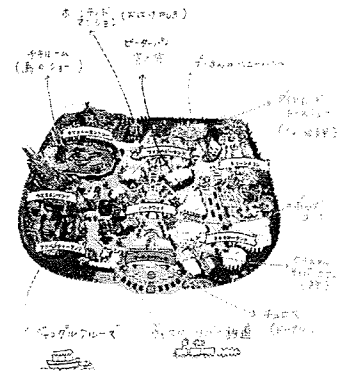


日程

コロニー 出発



園内マップ



5) モニタリング 2

腕時計は、本人が外出して購入したものであり、その時に付き添ったA職員に執拗に修理を訴えていた。しかし、その対応が遅れると苛立ち、他の利用者の些細な行動に対して、大声を出したりして落ち着きを失う。また、A職員に何度も同じ話を長時間にわたり繰り返していた。

10月17日の記録について見ると、10月の職員会議で、本利用者が11月21日にディズニーランドへ外出する計画が決まり、本人に、その旨を伝える。日時への理解が困難なため、実施日は一ヶ月以上先であることが十分に理解できないまま、外出することへの気持ちが高ぶり、結果として情緒不安になってしまう。そこで、外出予定日までのカレンダーを作り本人に渡す。

カレンダーは、外出予定日まで毎日印をつけることにより、その期間への理解を促し、「いつ」外出するのかを具体的に理解できるようにした。また、カレンダーに印をつけることにより、予定日までの一日一日が楽しみになり、励みになる。

以上、「具体的な理解」が大切であること、その方法を工夫したこと、その結果、理

解した内容が本人の生活の励みになったこと等、示唆することの多い事例である。

## 6) 作業活動部における日中活動について

### (1) 支援方針

除草技術の向上を目指し、作業意欲の向上を図ります。

### (2) 支援の目標

取り残しや作業の中断が少なくなるよう働きかける。

### (3) 作業内容

①花の栽培に関する作業：堆肥用の草集め及び一輪車での運搬・土作り・給水・除草・移植

②炭焼き（薪切り・木酢液のろ過・容器詰め）

### 【援助項目 1】

コミュニケーションを図りながら作業意欲を高める。

### 【内 容】

①作業の集中性は高いが持続性に欠ける。

②作業の内容に固執する。

### 【方 法】

①一日の作業計画を具体的に提示する。可能な限り、作業の終了時に次回の作業計画を提示しておく。

②当日の作業計画の提示は、本人が来班したらできるだけ早く行う。

③草かきや鋸の切れ具合、一輪車の空気圧等の作業道具の点検を行い、必要な手入れをして、いつでも使い勝手の良い状態にして置く。

④提示した作業に対して「行う」のではなく「任せました」という自信と責任を喚起する言葉かけを行う。

⑤本人と気が合う利用者とパートナーを組むよう配慮する。

⑥本人の生活状況について、寮の職員と連絡を密に取り合う

### 【援助項目 2】

作業技術を高める

### 【内 容】

思い込みが強く、自分の勝手な判断で作業を進めてしまうことで、結果として作業が雑になってしまう。

### 【方 法】

①見守りを基本とし、必要に応じて言葉をかける。

②作業の内容によっては職員と一緒にを行い、道具の使い方、作業方法など技術的に困難な個所をチェックし、本人の不得意な面を改善する。

### 【記 録】

7月 8日 薪切り作業を伝えると笑顔を浮かべる。1本切る毎に職員に見せる。